



陶芸
「マイカップを作ろう」

日 1月19日(土)午前10時30分～正午
場 中央こども館(メディアパーク市川内)
人 市内在住・在学の小学生以上、先着15人
料 300円
物 エプロン、手ふきタオル
申 事前に電話☎320-3337または直接同館※申し込みは本人分のみ可



チャレンジCOOK
「うどんづくり」

麺から煮込みうどんを作ります。
日 1月26日(土)午前10時30分～正午
場 市川こども館(市川老人いこいの家併設)
人 小学生、16人 料 100円
物 エプロン、三角巾、マスク、手ふきタオル、おわん、箸
申 事前に電話☎322-1404または直接同館



チャレンジCOOK
「もちピザ」

お餅を使った簡単おやつを作ります。
日 1月9日(水)午後2時～3時
場 大洲こども館
人 小学生、先着15人
申 事前に電話☎370-3561または直接同館



なのはな奉仕会による
「新春演芸」

南京玉すだれ、皿回し他。
日 1月5日(土)午前10時30分～正午
場 中央こども館(メディアパーク市川内)
問 ☎320-3337同館



こども館で
多彩な催し

赤ちゃんから高校生まで、幅広い年代の子どもが集える「こども館」。市内15カ所に施設があり、トランプやオセロなどのゲームで遊んだり、卓球やバスケットボールなどのスポーツを楽しんだりすることができます。さまざまな年代の子どもたちと触れ合うことで、身体だけでなく心の成長にもつながります。育児相談や工作・料理などのイベントも行っていますので、気軽に遊びに来てください。

(子育て支援課)



いろいろ工作
「毛糸のオーナメント」

小枝に毛糸を巻いて、すてきなオーナメントを作ります。
日 1月9日(水)・12日(土)・16日(水)、いずれも午後3時～4時
場 信篤こども館
人 小学生以上
申 事前に電話☎327-0141または直接同館



いろいろ工作
「毛糸あそび」

シュシュなど作ります。
日 1月12日(土)・16日(水)、いずれも午後2時～4時
場 相之川こども館
問 ☎356-7381同館



いろいろ工作
「万華鏡作り」

光にあてるときれいな色の変化が楽しめる万華鏡を作ります。
日 1月16日(水)～20日(日)午後3時～4時
場 南八幡こども館(勤労福祉センター内)
人 小学生以上
問 ☎370-5201同館

※上記の他にも各館でさまざまなイベントを行っています。詳しくは市公式Webサイトをご覧ください。

「市川市空き家等の適正な管理に関する条例」平成25年1月1日施行

近年、管理不十分な空き家とその敷地(以下、空き家等)が増加し、衛生環境の悪化、犯罪の誘発や火災を引き起こす恐れがあるなど、問題となっています。

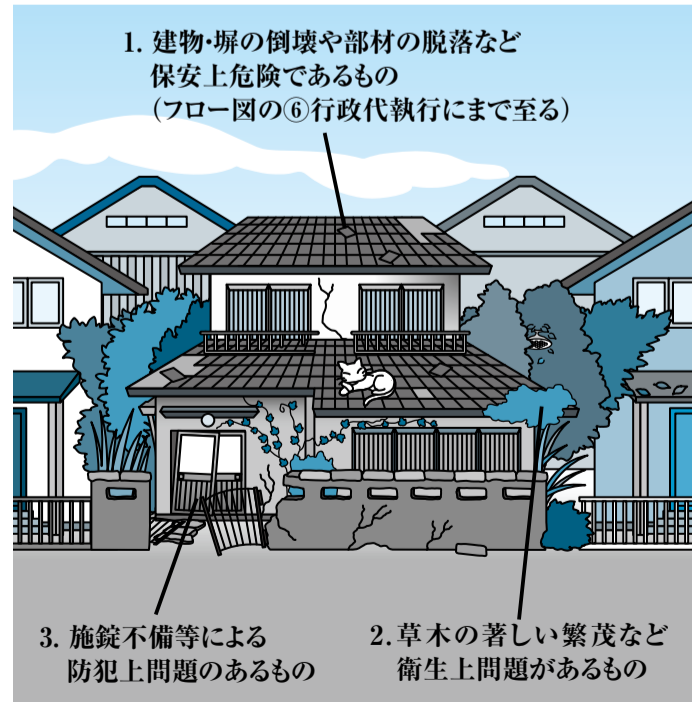
市では、こうした事態を受け、市民の生命・身体・財産の保護や良好な生活環境の保全のため「市川市空き家等の適正な管理に関する条例」を制定し、平成24年6月22日に公布しました。

本条例により、今後、適正な管理がなされていない空き家等の所有者または管理者に、市では右記のフロー図の「行政代執行」に至るまでの必要な措置を講じていきます。

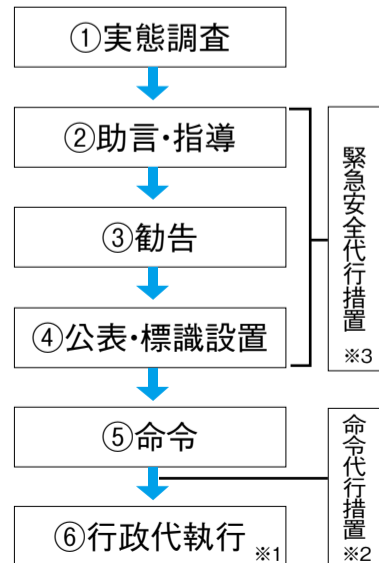
本条例を平成25年1月1日から施行します。詳細は市公式Webサイトでご覧いただくか、建築指導課までお問い合わせください。

問 ☎334-1434建築指導課

条例が適用される対象(下記のいずれかに該当)



市の対応



※1 空き家について、所有者の同意が無くても、命令した措置を執行できる
※2 空き家について、所有者等の同意を得て、命令した措置を代行できる
※3 ②から④までの間、緊急性がある場合、所有者等の同意を得て、必要最低限度の安全措置を代行できる

医師の同意に基づき、
健康保険が使える、
出張マッサージです。



【TEL】
0120-978-531
【営業日】月～土 9時～18時
【ホームページ】
<http://www.konanss.jp/>

**らいふマッサージ治療院
市川店**

ご高齢者に健康と安心をお届けする、
宅配のお弁当です。

12月行事食「クリスマス弁当」
クリスマスイヴは、彩り鮮やかな行事食をどうぞ！

- チキン照焼き・人参煮
- パスタとツナのフレンチサラダ
- ふんわりハム入りたまご
- オクラとゆばのお浸し
- 木耳とあさりの煮物
- 大根の紫芋酢
- ピラフ

★ケーキが付きます
◆化学調味料を大幅に減らして調理しています。
※1/1～1/3は休業とさせていただきます。
年内12/31まで、新年1/4以降は通常営業いたします。

◆安否確認OK ◆1食からお届け
◆土日配達 ◆昼・夕2回
◆刻み食・お粥対応 1食¥577から

高齢者専門宅配弁当（営業時間：8時～17時）
宅配クック 1.2.3 中山店
【TEL】0120-959-580
ぜひ無料試食をお申込み下さい。

広告

ベスト補聴器センター
自宅療養・入院中・高齢者施設入居など
ご来店できない方、**無料出張**いたします。

市内唯一の認定補聴器専門店

市川市八幡 1-16-2
☎(047)335-5722
市川市役所正面・駐車場あります

相続
遺言 遺産分割
債務整理

■払い過ぎた利息を取り戻したい方
■借金返済についてお困りの方
■借金をなくして新しいスタートを切りたい方
「お気軽にご相談下さい。」

●相談無料●
0120-963-613
ベストロイヤーズ法律事務所
弁護士 大隅愛友（千葉県弁護士会所属）
千葉県船橋市本町 2-2-7 サンテックビル3階（船橋駅南口から徒歩5分）

スポーツ施設の「平成25年度 使用者登録」**1月から登録・更新手続きの受け付け開始**

スポーツ施設を予約する際に必要となる、施設予約システムの「平成25年度 使用者登録」の更新手続きを、1月から各施設で行います。有効期限を更新しないと、4月1日(月)以降に施設予約の申し込みができなくなりますので、早めに手続きを行ってください。

☎373-3112スポーツ課

使用者登録・更新



	使用施設	登録・更新手続き窓口	手続きに必要なもの
個人登録	テニスコート ●国府台(硬式) ●国府台(ソフト) ●塩浜市民体育館 ●福栄スポーツ広場 ●菅野終末処理場 ●行徳中央公園 ●塩焼中央公園 ●クリーンセンター	下記施設どちらでも登録・更新できます ●スポーツセンター ☎373-3111 ●塩浜市民体育館 ☎398-2311 ●福栄スポーツ広場 ☎398-0606 ●菅野終末処理場 ☎325-0144 ※平日午前9時～午後5時(正午～午後0時45分を除く) ●行徳支所総務課 ☎359-1114 ※平日午前9時～午後5時 ●クリーンセンター ☎328-2326 ※平日午前9時～午後5時	①登録番号・パスワード ②スポーツ施設使用者登録申請書★ ③住所の確認できる身分証 ④学生証(学生の場合) ※登録は中学生以上から。必ず本人が窓口へお越しください。
	野球 ●国府台球場 ●江戸川河川敷野球場 ●福栄スポーツ広場	下記施設どちらでも登録・更新できます ●スポーツセンター ☎373-3111 ●塩浜市民体育館 ☎398-2311 ●中国分スポーツ広場 ☎372-5855 ●福栄スポーツ広場 ☎398-0606	①登録番号・パスワード ②スポーツ施設使用者登録申請書★ ③団体名簿(必要事項を記入したもの)★ ※団体構成メンバー全員の名簿をご用意ください ④住所の確認できる身分証 ※代表者及び連絡責任者の方の住所確認を行います ⑤社員(学生)証明書★またはメンバー全員の社員(学生)証 ※市内事業所及び市内学校単位でのチームの場合に必要
団体登録	サッカー ●江戸川河川敷サッカー場	下記施設どちらでも登録・更新できます ●スポーツセンター ☎373-3111 ●塩浜市民体育館 ☎398-2311 ●中国分スポーツ広場 ☎372-5855 ●福栄スポーツ広場 ☎398-0606	
	スポーツ広場 ●中国分スポーツ広場 ●青葉少年スポーツ広場 ●原木公園運動広場		
	体育館 ●国府台市民体育館 ●塩浜市民体育館 ●信篤市民体育館	下記施設どちらでも登録・更新できます ●スポーツセンター ☎373-3111 ●塩浜市民体育館 ☎398-2311 ●信篤市民体育館 ☎327-6336	

※★印の用紙は、市公式Webサイトからダウンロード可
※住所の確認できる身分証とは、免許証・保険証・住基カードのいずれか
※施設ごとに利用可能な種目が異なりますので、ご注意ください
※申請者本人が直接窓口へお持ちください

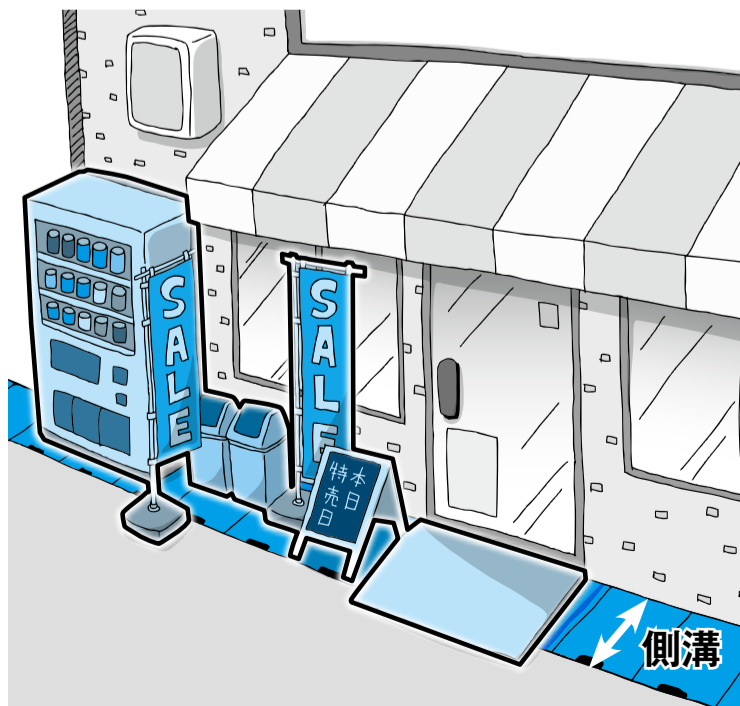
●**団体登録について**

- ・団体代表者及び連絡責任者の方の住所を確認します。
- ・中学生以下の団体については、20歳以上の指導者や保護者などの方が団体代表者及び連絡責任者として登録してください。
- ・学生の活動を使用目的とする団体は学生料金となりますので、メンバー全員の学生証(高校生以上)をご用意ください。
- ・1団体の複数に分けての登録はできません。

●**インターネットによる施設予約**

- ・スポーツ施設の予約は「施設予約システム」をご利用ください。
- ・市内のスポーツ施設の予約は市公式Webサイトまたは市公共施設の情報端末から操作する「施設予約システム」を利用して、予約することができます。

☎704-0252道路管理課



道路(側溝含む)上の私物設置は道路法令違反です

道路(公道)には、その側溝を含め工事用足場や電柱など、道路占用許可を受けたものを除き、私物を置くことはできません。

市では、撤去指導をこれまでも行ってきましたが、店先や宅地前の側溝などの道路上に、看板・品書きのぼり旗・植木鉢などが置かれていたケースが多く見られます。道路の通行、舗装や側溝の維持管理に支障を及ぼす恐れのある行為は禁止されていますので、ご理解ください。